

(十六) 規約第二十五條改正に關する件

本部提出 大越半忠

理由

深刻なる不況と辛辣なる資本の攻勢に對し、労働者の利害を完全に守る爲めに、労働組合は他迄も闘争力の充實を計らねばならぬ。我等の云ふ闘争力の充實は、内部行政の整備、充實である。總同盟は全國大會決議に依り其の一として、組合員手帖を作成し、各組合は全部採用しその責任その所在を明かにする事となつてゐる。吾が組合も、理事會の決定を以て既に部分的に實行して來た。茲に加入申込金を金五十錢（男女共）として、今後の組合員には必らず組合員手帖を用ひて同時に、從來二種に分類されてゐたバッチ（組合員の徽章）を統一しやうとするものである。

實行方法

一、既存の支部は、組合員手帖を實費にて提供するも、新支部及新加入者から此の條文を適用する。

(十七) 賃銀復舊要求運動の件

本部提出 齋藤明

理由

紡績労働者程著しい賃銀の低下を見たものは他に類例がない。それが又尤も巧妙に行はれたのである。婦人の多くは、購買制度であるが其の單價は、三分の一に迄低落し、日給制度である男子に對しても單價な實際な方法で賃銀値下を行つて來たのである。最近紡績業は漸次上昇期にあり、今年上半年期に於て各會社は、相當な純利益を擧げてゐるのである。

が、我々の昇給は三四年來一厘だもなく、紡績労働者は各産業を通じて尤も低廉な賃銀の下に、働き乍らにして、食ふや食はずの状態に置かれゐるのである。

我等は、歴倒的地位の下に、今尙ほ以前として高率の配當を續けつゝある資本家に對し、紡績産業がより上昇期にある今日に於て引き下げられた賃銀の復舊を要求するのが當然である。

實行方法

一、新役員一任。

(十八) 婦人労働者保護に關する件

本部提出 赤松常子

理由

近時凡ての國家及び社會は、今や婦人問題と労働問題を取上げざるを得ない状態に直面してゐる。人類社會の眞の幸福進歩は、この二つの問題の進展如何に多大の影響を持つ事を認められて來た。今や労働問題の主要部分には婦人労働者の問題であり、又一般家庭外の婦人労働は、婦人問題の大部分を提供してゐる。